

平成20年8月8日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川東 祥次

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成16年8月13日付け高商第6873号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている「サポート高松のシンボルタワービルへの入居者への家賃等の補助に関する一切の文書，その他の資料」（以下「対象行政文書」という。）について，実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分のうち，「シンボルタワー以外の部分の図面」および「登記簿上の個人の住所」については，非公開とした処分を取り消し，公開すべきである。

その余の異議申立ては，棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

平成16年7月20日（同月19日付け）に，高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく対象行政文書の公開請求があり，受け付けた。実施機関は，同月29日に一部公開の決定をし，請求人に通知した。請求人は，「本件処分は，条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の一部公開処分の取消しを求めて同年8月3日に異議

申立書を提出し、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。特に登記簿記載の個人住所は制度上開示されているものであり、本件実施機関においても従来から開示していたものである。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例 8 条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 請求の対象となった事務・事業の概要

サンポート高松の高松シンボルタワー内において、新規立地または業務拡張を行う法人または個人に対して、オフィスの開設に要する経費の一部の補助を行うもの

- (2) 公開しない部分および理由について

「事前協議書（申請書）および添付書類の法人の印影」については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえないことから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例 7 条 2 号に該当し、非公開とした。

「事前協議書（申請書）の添付書類の内、建物賃貸借契約書、覚書およびシンボルタワー以外の部分の図面」については、事業所調書の内容を確認するために徴したもので、私企業間の商取引（建物賃貸借）の個

別契約内容であること、契約当事者間の個別交渉にかかわる部分であり、今後の契約条件等関係当事者間の交渉等、利害に相当の影響を及ぼすおそれがあるため、また図面については建物管理主体の権利の侵害のおそれがあること、および入居者のセキュリティ上の不利益を及ぼすおそれがあるため、条例7条2号に該当し、非公開とした。

「登記簿および定款に記載されている個人の住所」については、特定の個人を識別することができるため条例7条1号に該当し、非公開とした。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は、「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金の協議済通知書の交付の起案文書（10件）」である。決定当時の一部公開の決定理由について検討する。

(1) 事前協議書(申請書)および添付書類の法人の印影について

法人の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えないから、これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められると判断するから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 添付書類の内、建物賃貸借契約書および覚書について

法人間の取引に係る情報であるため、不特定多数の者に公開されることは想定されておらず、また、法人の内部情報に関するものであることから、条例7条2号に規定する当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため非公開妥当と判断する。

(3) シンボルタワー以外の部分の図面

実施機関の説明によると、当該図面は、ビルの管理者であるシンボルタワー開発株式会社とそこへ入居する法人との契約に関する情報であり、そのスペースおよびフロアの概要は、当該法人にとってはセキュリテ

ィ上の秘密があると主張する。また、管理主体にとっては、図面が公開されることで権利を害するおそれがあると主張する。しかしながら、対象となっている図面は、当初から入居説明資料として希望者に頒布されていた形跡があり、また、現在でもインターネットでテナント募集資料としてほとんどのフロアの平面図が公開されている。これらのことから、対象となっている図面は、特段にセキュリティ上の秘密があるとは思えず、また、すでに公開されているものであるため非公開にする理由はない。

(4) 登記簿および定款に記載されている個人の住所

定款に記載されている個人の住所については、個人に関する情報であって、これを公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例7条1号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

しかしながら、対象となっている登記簿とは、商業登記簿の登記事項証明書であるが、商業登記法により何人も手数料を納付して、登記簿に記録されている事項を証明した書面(登記事項証明書)の交付を請求することができることとなっているから、公開された情報であり、非公開とする理由はない。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

別紙のとおり

年 月 日	処 理 内 容
平成 16 年 8 月 13 日	諮問書受付
平成 20 年 3 月 27 日	実施機関からの非公開理由書受付
平成 20 年 5 月 30 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 20 年 7 月 30 日	答申案審査
平成 20 年 8 月 8 日	答申